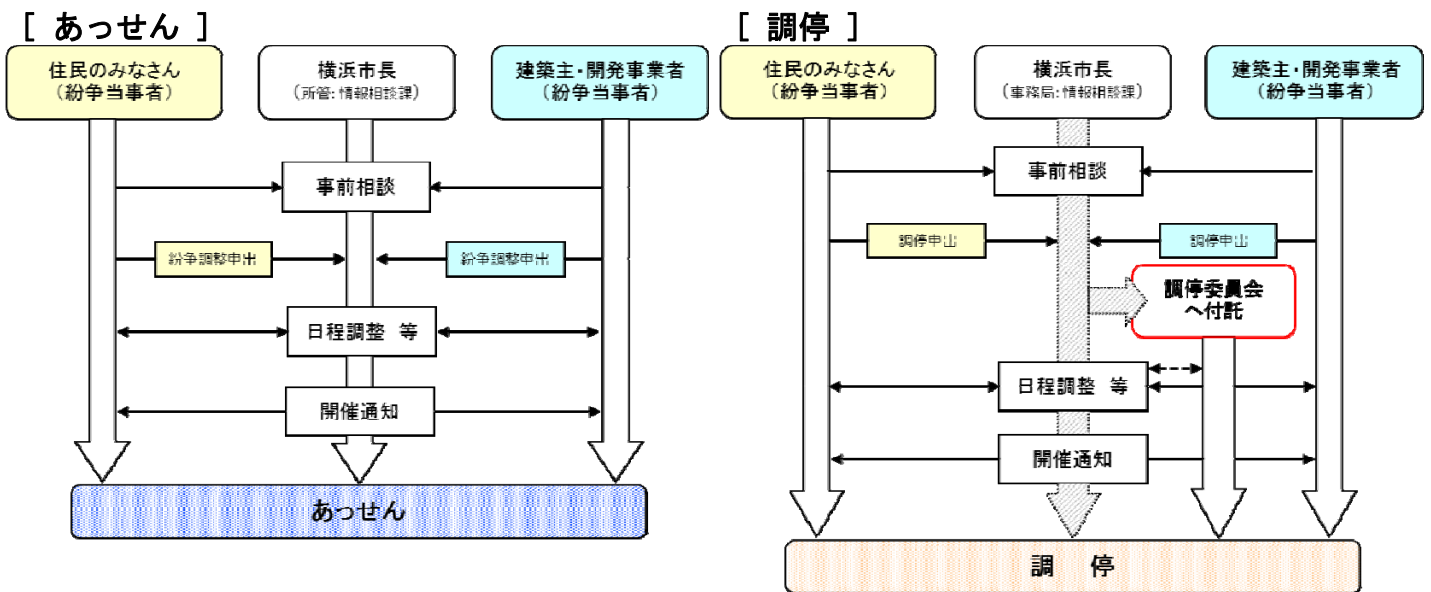


自主的な解決に至らなかった場合には

次のような、第三者を間に入れた紛争解決手段があります。

① 横浜市の建築・開発紛争の調整制度

建築主との間で自主的な相隣問題の話し合いを行ったにもかかわらず、その解決が困難となった場合、中高層建築物条例に定める近隣住民・周辺住民は、市長に紛争調整の申し出を行うことができます。これを受けて市長は、双方の同意のもとに、市職員による当事者間の話し合いのあっせんを行うほか、「横浜市建築・開発紛争調停委員会」に紛争の調停を要請することができます。この調停委員会は、市長の附属機関としておかれ、建築、都市計画、法律、環境等に関する学識経験者などで構成されています。調停にあたっては、3人以上の調停委員で構成される調停小委員会が、専門的、かつ、公平な立場から、当事者双方の事情を聴取し、必要に応じ調停案を提示します。ただし、この調停は、裁判のような強制力はありません。



② 裁判外紛争解決手続き(ADR)

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）」による、裁判以外で民事紛争を解決する手続きのことです。ADRは裁判に比べて、安価、迅速かつ柔軟な対応が可能で、横浜市の紛争調整制度では立ち入れない「金銭補償」等について、調整を図ることができます。横浜市では、ADR法認証団体である神奈川県弁護士会と、建築紛争に関する協定を締結し、神奈川県弁護士会紛争解決センターと連携を行っています。市役所で実施した紛争調整状況の引継ぎなど、弁護士会に情報提供を行うことで、迅速な紛争解決への一助となります。

③ 裁判所の民事調停

民事調停は簡易裁判所及び地方裁判所で取り扱っている制度で、裁判官と民間から選ばれた2名の民事調停委員とで構成する調停委員会が行います。ここでの調停が成立すれば、その内容を記載した文書（調停調書）は裁判の確定判決と同様の効力を生じます。公開が原則である裁判とは違い、秘密が守られます。また、裁判と比べ経費も安く利用できます。

